



12月3日～12月9日は、 障がい者週間です。

障がい者週間は、障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化やその他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

☎973-5452 (内1143・1147)

みんないきいき 障がいフェスタ

うるま市内の精神・知的・身体障がい者のみなさまが日頃行っている社会復帰・自立促進に関する活動と医療機関・福祉施設等の事業の紹介を行います。当日は、多くの市民の皆様のご来場と激励をお待ちしています。

開催日 12月6日(木)・7日(金)の2日間
展示時間 午前10時～午後3時
場所 うるま市役所本庁

障がい者の自立と社会参加を支援

「うるま市障がい者福祉計画」

市では、計画に基づいた総合的な各種施策の推進を図っていくため、平成19年3月に「うるま市障がい者福祉計画」を策定しました。この計画は、市の障がい者の福祉の向上を図り、障がい者の自立と社会参加を支援するための取り組みを掲げるものです。

■計画の位置付け

この計画は、障害者基本法にもとづいて基本的な施策全般を定めた「市町村障害者計画」と、障害者自立支援法

にもとづいて具体的な障害福祉サービスの数値目標を設定した「市町村障害者福祉計画」をあわせて策定したものです。

■計画の期間

▼障がい者福祉計画

平成19年度～23年度

▼障害福祉計画

第1期 平成18年度～20年度

第2期 平成21年度～23年度

(平成23年度を目標年度とする)

■計画の基本理念

『自立と支えあい』

くともに歩むまち・うるま

障がい者の自立と社会参加を容易にするために、地域の一人ひとりが障がい者個人の尊厳を重んじ、差別なく手をさしのべられるような「ともに歩むまち」づくりを基本理念とし、「障がい者の自立と社会参加を支援する環境づくり」・「誰もが暮らしやすい環境づくり」・「地域とともに歩むための環境づくり」を基本目標としています。

■施策の体系

啓発・広報とボランティア活動の推進、保健医療の充実、地域生活の支援、就労支援の充実など8つの分野において、障がい者への理解・啓発、障害福祉サ

ービスの推進、相談体制・相談窓口の充実、雇用・就労支援策の拡充など29の項目について具体的な施策を設定しています。

■障害者自立支援法においては

障害者自立支援法にもとづく障害福祉計画では、居宅介護や就労支援などの「障害福祉サービス」と日常生活用具給付や地域活動支援センター事業などの「地域生活支援事業」が実施され、平成23年度における数値目標やサービス提供体制の確保について定めています。

平成23年度の数値目標

①施設入所者が地域生活へ移行

福祉施設に入所している障がい者279人(平成17年10月現在)について、平成23年度には266人に減少することを目指します。

②入院中の精神障がい者数の減少

社会復帰が可能な精神障がい者80人(平成18年現在)のうち、平成23年度までに67人の社会復帰を目指します。

③福祉施設から一般就労へ移行

福祉施設利用者的一般就労への移行について、平成17年度現在の0人から、平成23年度において年間9人を目指します。